給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第２号

名古屋市西区香呑町４―85第２セントラルヴィレッジ303号、開始決定時の住所愛知県一宮市大和町馬引字乾出14番地２サニーハイツ21・102号

再生債務者　杉山　　敦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月28日まで

平成23年３月31日

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（再ロ）第１８号

愛知県海部郡蟹江町城２丁目262番地

再生債務者　飯田　　勝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月22日まで

平成23年４月１日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第５号

長野市篠ノ井東福寺699番地７

再生債務者　平林登志男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月25日まで

平成23年４月４日

長野地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１７号

盛岡市玉山区玉山字宮前90番地

再生債務者　右京　康弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月31日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年５月２日まで

平成23年４月４日

盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０２号

大阪市大正区泉尾５丁目３番13号

再生債務者　清尾　正晴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月４日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２１年（再ロ）第６号

宮城県東松島市矢本字上河戸144番地８

再生債務者　内海　　寛

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月30日　仙台地方裁判所石巻支部

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。

平成 23 年３月 31 日

財務省共済組合代表者

財務大臣　野田　佳彦

第32条第１項の表中「$\frac{4.20}{1,000}$」を「$\frac{4.92}{1,000}$」に、「$\frac{8.40}{1,000}$」を「$\frac{9.84}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.20}{1,000}$」を「$\frac{4.92}{1,000}$」に改め、同条第３項の表中「$\frac{0.58}{1,000}$」を「$\frac{0.60}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項から第３項の規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年五月二十五日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年四月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十一月二十六日

掲載頁　八十貢（号外第二四八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月十三日

掲載頁　九十二貢（号外第二二四号）

平成二十三年四月十二日

大阪府貝塚市王子四七六番地五三

（甲）樽谷建設工業株式会社

代表取締役　熊取谷幸代

大阪府泉佐野市日根野二二一一番地の三

（乙）株式会社ダブルサン

代表取締役　熊取谷幸代

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月十六日

掲載頁　一二三貢（号外第五十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月十六日

掲載頁　一二五貢（号外第五十二号）

平成二十三年四月十二日

神戸市中央区明石町三二番地

（甲）株式会社カネマツ

代表取締役　大滝　雅之

神戸市中央区元町高架通一番一三五号

（乙）株式会社ジャパンブックス

代表取締役　大滝　雅之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年五月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社芥川とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月十二日

東京都豊島区駒込二丁目四四番二号

合名会社芥川

社員　芥川製薬株式会社

職務執行者　芥川　仁史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月十二日

東京都足立区千住旭町一八番六号

合資会社廣沢商店

代表社員　廣沢　　清

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月十二日

大阪市住吉区我孫子五丁目一四番七号

合同会社チューリップ

代表社員　伊藤　敏郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年四月十二日

横浜市鶴見区駒岡二丁目二四番一七号

有限会社ヤマス

代表取締役　長尾　良治